

「京都市火災予防条例」の改正案について 市民の皆様の御意見を募集します。

京都市では、市民の皆様の安心、安全のため、次の事項に関する京都市火災予防条例の改正案につきまして、御意見を募集いたします。

1 露店開設の安全確保について

平成25年8月15日に福知山花火大会で露店から発生した火災により、多数の死傷者が出たことを踏まえ、多数の方が集まる催しにおいて、火気器具を使用する露店等を開設する場合は、露店開設の届出、消火器の設置を義務付けることとします。

また、特に規模の大きい催しについては、責任者に防火管理業務を義務付けるとともに、火気器具を使用する露店等の責任者に対して、火災予防上必要な講習の受講を義務付けることとします。

2 消防法違反がある建物の公表について

近年、宿泊施設など不特定多数の方が利用する施設や、社会福祉施設など一人で避難することが難しい方が利用する施設において、多くの死傷者を伴う火災が他都市で発生しています。

このような建物において、利用される方自らがその危険性に関する情報を入手し、建物を利用する際の判断ができるよう、重大な消防法違反がある場合、その建物の所在地、違反内容等を公表することとします。



1-1 露店等を開設する際の届出義務の拡大について

これまで、消防隊の通行その他の消火活動に支障を及ぼすおそれのある露店を開設する場合、行為者に届出を義務付けていましたが、祭礼、縁日、花火大会、展示会その他の多数の方が集まる催しにおいて、火気器具を使用する露店等を開設する場合にも、消防機関へ届け出ることを義務付けます。

1-2 消火器の設置義務化について

祭礼、縁日、花火大会、展示会その他の多数の方が集まる催しにおいて、火災が発生した場合に初期消火が極めて重要であるため、火気器具を使用する露店等を開設する際に、消火器を設置することを義務付けます。

1-3 大規模な屋外の催しにおける防火管理の義務化について

祭礼、縁日、花火大会その他の多数の方が集まる屋外での催しのうち、火災が発生した場合に人命又は財産に特に重大な被害を与えるおそれがあるものとして、消防長から指定を受けた催し（以下「指定催し」という。）の責任者に、防火担当者を定め、火災予防上必要な業務に関する計画を作成させるとともに、当該計画に従って火災予防上必要な業務を行わせることを義務付けます。

また、指定催しを開催する日の14日前までに、当該計画の提出を義務付けます。

1-4 露店等の責任者に対する講習の受講義務化について

指定催しの防火担当者、火気器具を使用する露店等の責任者に対して、プロパンガス、炭火等の取扱い、消火器の使用方法等に関する火災予防上必要な講習の受講を義務付けます。

1-5 火災予防上必要な計画の未提出に対する罰則について

指定催しにおいて、火災予防上必要な業務に関する計画を提出しなかった場合、罰則を設けることとします。

また、その罰則については、計画を提出しなかった個人に罰金を科すほか、その会社、団体等にも罰金を科すこととします。(両罰規定)

【露店等とは】

露店、屋台その他これらに類する店を開設し、物品等を販売又は提供するものをいいます。

(例) ○祭礼、縁日等における露店 ○学園祭、各種団体等が主催する催しにおける模擬店
○フリーマーケットにおける出店 ○移動店舗

【火気器具】

火を使用する器具又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある器具をいいます。

(例) プロパンガス、石油、炭、電気等を使用するこんろやストーブなど

【火災予防上必要な業務に関する計画の内容】

- ・防火担当者その他火災予防に関する業務の実施体制の確保に関すること。
- ・火気器具の使用及び危険物の取扱いの把握に関すること。
- ・火気器具を使用し、又は危険物を取り扱う露店等の火災予防上安全な配置に関すること。
- ・火気器具に対する消火準備に関すること。
- ・火災が発生した場合における消火活動、通報連絡及び避難誘導に関すること。
- ・火災予防上必要な講習に関すること。
- ・その他火災予防上必要な業務に関すること。

【講習の内容】

- ・火気及び危険物の取扱いについて
- ・火災発生時の初動活動（消火活動、通報連絡及び避難誘導等）について
- ・防火管理体制について
- ・その他火災予防上必要な事項について

【両罰規定】

法人等の業務に関して、従業者等が違法行為をした場合に、違法行為をした個人と事業主体である法人等の両方を処罰する旨を定めた規定です。

2-1 消防法違反がある建物を公表することについて

不特定多数の方が利用する建物や、一人で避難することが難しい方が利用する建物において、スプリンクラー設備などの消防用設備の設置が消防法により義務付けられているにもかかわらず、設置されていないといった消防法違反がある場合には、利用される方自らがその危険性に関する情報を入手し、建物を利用する際の判断ができるよう、その建物の所在地、違反内容等を公表する規定を新たに設けます。

2-2 不特定多数の方が利用する建物等を対象とすることについて

消防法上「特定防火対象物」として位置付けられている、映画館、飲食店、物品販売店舗、宿泊施設など、不特定多数の方が利用される建物や、病院、社会福祉施設など一人で避難することが難しい方が利用される建物を対象とします。

2-3 スプリンクラー設備等が未設置の消防法違反を

対象とすることについて

特定防火対象物において、消防法で設置が義務付けられているにもかかわらず、屋内消火栓設備、スプリンクラー設備又は自動火災報知設備が設置されていない消防法違反を対象とします。

2-4 京都市消防局のホームページで公表することについて

公表対象となる建物の名称、所在地及び違反の内容について、情報の更新を速やかに行うことができ、かつ、多くの方が閲覧しやすい方法として、京都市消防局のホームページにおいて公表します。



【特定防火対象物】

劇場、映画館、カラオケボックス、飲食店、物品販売店舗、旅館、ホテル、病院、診療所、認知症対応型グループホーム、障害者支援施設、保育所、幼稚園、地下街等、不特定多数の方又は一人で避難することが難しい方が利用する建物

【屋内消火栓設備】

火災が発生した際に、建物の関係者が初期消火のために使用する設備で、水槽、ポンプ、配管、ホース、ノズル等で構成される消火設備

【スプリンクラー設備】

火災が発生した際に、火災の熱を感知して自動的に放水して消火する設備で、水槽、ポンプ、配管、散水ヘッド等で構成される消火設備

【自動火災報知設備】

火災が発生した際に、火災の煙や熱を感知して自動的に建物利用者に火災の発生を伝える設備で、受信機、感知器、ベル、配線等で構成される警報設備

「京都市火災予防条例」の改正案 に関する御意見の提出について

1 御意見の募集期間

平成26年2月26日（水）から平成26年3月27日（木）まで〈当日消印有効〉

2 御意見の募集方法

別添の「御意見提出用紙」に御意見を記入のうえ、次の宛先に郵送、持参、ファックス又はホームページからの送信による提出をお願いいたします。（持参される場合は、平日午前8時30分から午後5時15分までの間にお願いいたします。）



パブコメくん

3 御意見の提出先

京都市消防局予防部（京都市消防局庁舎4階）

〒604-0931 京都市中京区押小路通河原町西入榎木町450番地の2

ファックス 075-252-2076

ホームページ [京都市情報館](#) → [市政情報](#) → [市民参加\(市民意見の一覧へ\)](#)

【<http://www.city.kyoto.lg.jp/templates/pubcomment/shobo/0000162828.html>】

4 その他

お寄せいただいた御意見は、後日、その概要及び御意見に対する本市の考え方を取りまとめて公表する予定です。

なお、御意見に対して個別の回答はいたしませんので、あらかじめ御了承ください。

このリーフレットについてのお問合せは、京都市消防局予防部（075-212-6673）までお願いいたします。

